

第四節 災害

松野町の天変地異による災害は、風水害と干ばつ害が交錯し、それに天候不順の虫害があり、また地震の被害等も若干あるが、最もその被害の激しいものは、風水害と干ばつであった。遠い昔の災害は、その詳細を知るよしが無いが、藩政時代から今日にかけては、風水害や干害や虫害等が、百姓を貧困のどん底へおとし入れてきた。

藩政初期の寛永年間から元禄年間にかけては、大風水害や干ばつが十数回も起こり、延宝六年（一六七八）の大暴風雨は田畑や井堰を流失し、元禄六年（一六九三）には大洪水と干ばつが交錯し、田畑や井堰が荒廃したのみでなく、食料がなくて飢饉となり、百姓は天を仰いで嘆き悲しみ、ようやく飢食米や野草で命をつないだ。

藩政時代中期には、世に有名な享保の飢饉が起こった。この享保の大飢饉は、享保六・七年（一七二一―一七二二）の風水害に同九年（一七二四）の干ばつがつづき、宇和島藩は他領から穀物の移入を許して当座をしのがせた。同十六年（一七三二）には風水害につづいて同十七年（一七三三）のいなこの害が相次ぎ、いわゆる享保の大飢饉となったものであった。幕府より下行米と拝借金の制が行われ、この時目黒村の庄屋毛利与右衛門は、私財の米銭を村民に分け与えて飢えをしのがせ、吉田藩主よりその功を賞され、吉田藩八三か村の庄屋頭を仰せ付けられたと伝えられている。

藩政時代後期にも、数多く風水害や干害に見舞われている。寛政十一年（一七九七）の干ばつは、八七日間にわたって日照りがつづいて大不作となり、祝井村のごときは稲作が皆無となり、隣村から米麦の援助を

うけて飢餓をしのいだと伝えられている。文化元年（一八〇四）八月二十九日の風水害は、前代未聞の大暴風雨といわれ、家屋の全壊や半壊が、松丸二軒・豊岡九七軒・延野々一四七軒・富岡三〇軒・上家地三〇軒と伝えられ、宇和島藩は潰家に対し救米を出し、百姓潰家に二斗・馬屋に一斗・無縁潰家に一斗五升・半潰に一斗を分かち与えているが、延野々村からは死者一人が出ている。なお吉田藩領については、この記録は残っていないが、同一条件地域のことであり、大同小異であったとみられる。

天明の飢饉は、天明二年（一七八二）と同三年（一七八三）に暴風雨と洪水が相次ぎ、五穀が実らず大飢饉となった。「毛利氏歴史要紀略」は、目黒村の状況を記して、

「村民藪之根葛之根を掘り極之実を拾ひ、今日の活計を送りたれども、田地を耕すに力なく、種々に愚考して、持分之田畑を人に譲らんと計り、一飯を与ふれば田参反を与ふと、食乏しきより耕作に力なく、村人日々に露命を繋ぐ事に心を致し云々」

と伝えており、またこのような飢饉時にも、年貢の免除や延期は行われず、藩から銀七貫五〇〇目を目黒村へ借り入れ、年貢米豆を買い入れ上納したことを伝えている。

天保の飢饉は、天保二年（一八三二）から毎年洪水が打続き、それに天保三年（一八三三）には七七日の干ばつがあり、天保七年（一八三六）になが雨に加えて暴風雨があり、天保八年（一八三七）の大飢饉となったものであった。なお天保年間には、同十年（一八三九）に六十九日の干ばつ、同十二年（一八四一）の地震、同十三年（一八四二）の暴風雨があり、上家地地区では同十三年（一八四二）の山崩れが伝えられている。

弘化二年（一八四五）には干ばつがあり、祝井地区の百姓は、広見川

の上に延長九六間の樋をかけ、延野々の水を田に取り入れたと伝えられ、当時の干害苦を遺憾なく物語っている。

安政元年（一八五四）の大地震は、松野町地域には珍しい大地震であった。この地震は、十一月四日昼八時よりゆれ始め、五日の昼八時半ごろより大地震となり、飛鳥も落ちんばかりであったと伝えられている。村人たちはあまりの大地震に驚き、皆沖台に小屋掛けをしてこれに移り、いったん静まったので家に帰ったが、七日朝四つごろからまた大地震となり、人々は再び小屋に走り、その後日に幾回となく余震があり、同月末までこのような状態がつづいたといわれている。この地震では家屋の崩壊はあったが、人畜の被害はなかったようである。

藩政時代の災害は、実に悲惨なものであった。百姓は耕地を荒らされ復旧に苦しみ、食に窮して飢餓に泣いた。社会保障制度がすすんだ今日では、とうてい考えられないような悲惨なものであった。

明治十九年（一八八六）には、六十年來といわれた暴風雨が二度もあり、田畑が多く流失したばかりでなく、一三人の死者までも出た。この風水害は、八月二十日の夜から暴風雨がおこり、増水した河川は氾濫して大洪水となり、延野々・松丸・吉野の沖台は一面の湖となり、祝井地区は孤立して中洲となった。

また九月九日から降りだした雨は、翌十日には暴風雨となって大洪水を招き、水位は前回の洪水よりも二尺も増し、松丸では旧庄屋敷芝樋吉邸の石垣まで及んだ。この暴風雨で随所に崖崩れがあり、上家地の松田福治宅は崖崩れのため家屋が崩壊し、同居者一三名が圧死する惨状をうんだ。

明治二十六年（一八九三）には、七月八月と干ばつがつづき、方々の川底へ井戸が掘られ、その水を田へ灌水したと伝えられている。

現代の大正昭和の時代になっても、風水害・なが雨の害・霜害・干ばつは、米麦作りの百姓に米麦がなくなり食に飢えたのであった。

天明の飢饉に目黒村庄屋は、年貢の延期を願ったが許されず、藩から銀七貫五〇〇目を借入れ、その銀で年貢米を買入れて納め、その後借入金が期限内に支払えず、庄屋や村役人が咎をうけ、御役御免になっている。

飢饉時の百姓や町人の食物は、蕨や葛・かすらの根や木の実や木の皮であり、このような食生活は、戦時中に非農家の者が体験したが、飢をしのぎ命をつなぐぎりぎりのものであり、人心はすさび道義は乱れ、作盗人や作争いが絶えなかったものである。

むかしの土木工事は、木材や石や三和土で造られ、災害復旧工事の負担は、地域住民に重荷であった。戦後は鉄筋コンクリート造りに改良され、天災の害が軽減されてきた。

つが交錯し、毎年のようにならんかの天災地変が起こり、農作物や土木施設に被害を及ぼした。

昭和二十年（一九四五）の風水害は、いわゆる枕崎台風と呼ばれる風水害であり、九月十七日から十八日にかけて襲来した台風は、暴風雨となって荒れ狂い、大洪水となった河川は、氾濫して堤防を決壊し、田畑を流し人家まで浸水した。

なかでも洪水の激しかったのは広見川であり、松丸・吉野・蔵生地区の平地帯は、人家のほとんどが床上浸水の被害をうけ、太閤橋や天神橋や祝井の鉄橋等も流失し、護岸の破壊されたものは数知れぬほどであった。

この暴風雨の災害は、戦争直後の食糧難の時代のことであり、農作物に与えた被害は甚大で農民自身が食料に困り、籾米の価格は一躍はね上がり、戦後の経済に大混乱を及ぼしたものであった。

昭和二十一年（一九四六）の南海地震は、家屋や人畜に被害はなかったが、地盤に変動が起こり井戸水がかれるところがた。

昭和四十二年（一九六七）の干ばつは、近年にない大干ばつであり、七月から九月に及んだ干天に、農作物の被害はもちろん飲料水にもことかく状態にまでなった。しかしながら近代文明の恩恵により、灌漑用のポンプやパイプを使用し、最小限にその被害をくいとする措置がとられた。今や災害の対策は、昔と異なって予防的になり、恒久的な対策が講じられつつある。

【災害】

天変地異の災害は、米麦作りの百姓に重荷であり、風水害や干ばつ等は、百姓を貧困に追いやるものであった。

藩政時代においては、よく飢饉がおこり、百姓自身が飢えに苦しんだが、それは天災に加えて苛酷な藩政が行われ、年貢に米麦や豆類を強制

年次別災害一覧表

年次	災害年月日	災害内容
一六〇九	慶長 十四年	大雨、洪水
一六三一	寛永 八年	大雨風
一六四九	慶安 二年	大地震
一六六三	寛文 三年	干ばつ
一六六六	同 六年	暴風雨、大洪水
一六七三	延宝 元年	洪水
一六七六	同 四年	大雨風
一六七八	同 六年	暴風雨洪水、井手川流失
一六八九	元禄 二年	大雨、洪水
一六九三	同 六年	洪水と干ばつ
一六九四	同 七年	大干ばつ
一七〇二	同 十五年	大雨風雨、洪水
一七〇三	同 十六年	大雨風
一七一五	正徳 五年	暴風雨、洪水
一七二二	享保 六年	暴風雨、洪水
一七三二	同 十七年	洪水、いなご害(飢饉)
一七三三	同 十六年	大雨風、大洪水
一七三九	同 十四年	風雨(不作)
一七四二	同 十七年	干ばつ
一七四四	延享 元年	干ばつ
一七四八	同 四年	干ばつ

年次	災害年月日	災害内容
一七八二	天明 二年	暴風雨、洪水
一七八三	同 三年	大雨、大洪水(飢饉)
一七八四	同 四年	霖雨、大洪水
一七九九	寛政 十一年	干ばつ、大不作
一八〇一	享和 六年	暴風雨、洪水
一八〇四	文化 六年	暴風雨、大洪水(倒家多し)
一八一〇	同 十二年	大雨洪水、干ばつ
一八二六	文政 九年	暴風雨、大洪水
一八三二	天保 三年	干ばつ
一八三六	同 七年	霖雨
一八三七	同 八年	(飢饉)
一八三八	同 九年	干ばつ
一八四一	同 十二年	地震
一八四二	同 十三年	大雨風洪水、上家地山崩れ
一八四五	弘化 二年	干ばつ
一八四六	同 三年	大風(倒家松丸地域二戸)
一八五四	安政 元年	大地震(倒家出る)
一八五五	同 二年	洪水
一八八六	明治 十九年	大暴風雨、大洪水(祝井孤立)
〃	同 年	大洪水(死者一三名)
一八九〇	同 二十三年	洪水
一八九三	同 二十六年	大干ばつ(川底へ井戸を掘る)
一八九六	同 二十九年	暴風雨洪水(倒家あり)

年次	災害年月日	災害内容
一八九九	明治三十二年	暴風雨(倒家あり)
一九〇三	同 三十六年	大地震
一九二〇	大正 九年	(霖害) 暴風雨 大洪水
一九三三	同 十二年	(霖害) 暴風雨 洪水
一九三九	同 十四年	暴風雨、洪水
一九四二	同 十五年	大雨洪水、干ばつ、雹(ひょう)
一九四三	昭和 三年	暴風雨、洪水
一九四四	同 四年	干ばつ
一九四五	同 五年	暴風雨、洪水
一九四六	同 七年	大雨、大洪水
一九四七	同 八年	干ばつ(九、二十一、室戸台風洪水)
一九四八	同 九年	暴風雨、洪水(枕崎台風)
一九四九	同 二十年	暴風雨、洪水(枕崎台風)
一九五〇	同 二十一年	地震(南海地震)
一九五〇	同 二十二年	暴風雨、洪水(テラ台風)
一九五〇	同 二十三年	暴風雨、洪水(シエン台風)
一九五〇	同 二十四年	暴風雨、洪水(キシア台風)
一九五〇	同 二十五年	暴風雨、洪水(キシア台風)
一九五〇	同 二十六年	干ばつ
一九五〇	同 二十七年	暴風雨、洪水(洞爺丸台風)
一九五〇	同 二十八年	干ばつ
一九五〇	同 二十九年	暴風雨、洪水(第二室戸台風)
一九五〇	同 三十年	霖雨
一九五〇	同 三十二年	干ばつ(八、二十四・九、二十五)
一九五〇	同 三十四年	大干ばつ
一九五〇	同 三十六年	干ばつ
一九五〇	同 三十八年	干ばつ
一九五〇	同 四十二年	干ばつ
一九五〇	同 四十四年	干ばつ
一九五〇	同 四十六年	干ばつ
一九五〇	同 四十八年	干ばつ
一九五〇	同 五十二年	干ばつ
一九五〇	同 五十四年	干ばつ
一九五〇	同 五十六年	干ばつ
一九五〇	同 五十八年	干ばつ
一九五〇	同 六十二年	干ばつ
一九五〇	同 六十四年	干ばつ
一九五〇	同 六十六年	干ばつ
一九五〇	同 六十八年	干ばつ
一九五〇	同 七十二年	干ばつ
一九五〇	同 七十四年	干ばつ
一九五〇	同 七十六年	干ばつ
一九五〇	同 七十八年	干ばつ
一九五〇	同 八十二年	干ばつ
一九五〇	同 八十四年	干ばつ
一九五〇	同 八十六年	干ばつ
一九五〇	同 八十八年	干ばつ
一九五〇	同 九十二年	干ばつ
一九五〇	同 九十四年	干ばつ
一九五〇	同 九十六年	干ばつ
一九五〇	同 九十八年	干ばつ
一九五〇	同 一〇〇年	干ばつ

年次	災害年月日	災害内容
一九六九	昭和四十四年	豪雨
一九六九	同 四十四年	台風九号
一九七一	同 四十六年	台風二三号
一九七一	同 四十六年	台風二八号
一九七二	同 四十七年	大雨
一九七四	同 四十九年	台風一八号
一九七六	同 五十一年	大雨
一九七九	同 五十四年	台風一六号
一九七九	同 五十四年	台風二〇号
一九八〇	同 五十五年	台風一九号
一九八二	同 五十七年	大雨
一九九〇	同 五十七年	台風一九号
一九九四	平成 六年	干ばつ
一九九五	平成 七年	阪神・淡路大震災
一九九七	平成 九年	台風一九号
一九九八	平成 十年	豪雨
一九九八	平成 十年	豪雨
一九九九	平成 十一年	台風七号
二〇〇二	平成 十四年	地震
二〇〇三	平成 十五年	豪雨
二〇〇三	平成 十五年	台風一〇号
二〇〇四	平成 十六年	台風一〇号・台風一六号
二〇〇四	平成 十六年	台風一八号・台風二二号
二〇〇四	平成 十六年	台風二三号

⑧ 本表は、明治村誌、毛利氏歴要紀略、郷土資料により作成したものである。

第三十五節 享保及び延享の飢饉と疱瘡の流行

一 享保の飢饉

享保年間には、享保六年（一七二一）から同七年・同九年・同十四年・同十六年と暴風雨や洪水がつづき、享保十七年（一七三二）は大洪水に加えてうんかの害が発生し、たびかさなる天災に作物が荒らされ、ついに西国一円の大飢饉になった。

幕府は対策に苦慮し、諸国の大名に命じて蔵を開かしめ、その国々の領民を助けさせるとともに、更に各地の富有な者に諭し、民衆に米や銭を与えて救わせたが、それでも西国では多くの餓死者が出た。

松山藩においては、同年十一月十九日、幕府に届け出た記録に、餓死者男二二三人、女一二七六人、合計三四八九人、たおれて死んだ牛馬三〇〇〇余頭とあり、義農作兵衛が麦種を枕に餓死したのもこの時である。

宇和島藩においては、田畑の損害七三六町二段六畝一六歩にわたり、損害高九万一〇五七石余りであり、このうち八六〇石余りは水損、九万一九七石余りは虫害であった。享保十七年（一七三二）八月十七日、御家中へ出した触書は、

「郷中稲虫夥敷生じ、田方莫大の損にて上下一統の損亡に付、可_レ納石数凡の横訴出候処、過分の引方御家中御養にも行渡り兼候、（中略）家内人数多数の面々は飯料も不足可_レ申哉、何分取統候様可_レ致候」

とあり、同月二十六日幕府へ出した届書は、

「私領伊予国宇和島当秋作虫付皆無之処、相残候処二三分も可有_レ御座哉、

追て虫入相増候に就て、取納の節に至り如何可有_レ御座哉、計旨、在所より申越候間、先御届申上候。以上」

と、被害状況を報告している。

これより先宇和島藩は、享保十五年（一七三〇）から救いの手をおべ、米・麦・大豆・味噌などを飢饉地に与えたが、享保十七年（一七三二）には大麦八七〇俵を飢饉食として出し、災害復旧の土木費用としては、米二六一〇俵余りを出して対策とした。

吉田藩の状況は、藩の幕府報告に、損害高二万七五一四石余り、そのうち水害が二八二石余り、虫害が二万五三三三石余りと記し、また伝えられるところによると、餓死者二万四六〇〇人と言われている。

吉田藩の届書は、

「私領伊予国吉田当春以来、夏中雨降続麦不作に御座候、其上連日の雨天故、田付虫付稲悉及_レ損失候、当七月上旬漸四五日快晴、殊之外暑強虫付弥増罷成、今以虫退不_レ申、稲作皆無の村浦数ヶ所有之、損毛之高如何程に可有_レ御座哉、未相知不_レ申候、此通に御座候はば、皆無に可有_レ御座候に御座候、委曲追々可_レ申上候、右不作に付、在浦の者は及_レ渴命候淋の者、多有_レ之趣に御座候、右の旨御届申上候。以上

子七月廿六日」

「享保十七年十一月十二日御損毛石高御届

私領分伊予国吉田当年稲作虫付損毛の儀先達一通御届申上候、右損毛高吟味仕候処、左の通御座候。

一高二万五千二百三十二石余、虫付損毛。但現米に積一万千三百三十二石一斗九升余

一高二千二百八十二石余、風雨損毛。但現米に積七百九十七石五斗余、是当六月御届仕候、

右の通御届申上候。以上、

子十一月十二日

伊達遠江守

と当時の天候不順の状態を記し、かなり具体的に損害を報告している。

享保の飢饉対策は、時の將軍徳川吉宗によって施策が命ぜられ、飢民の救助は領主の責任と定め、幕府からは飢民救済の恩貸金が出された。

幕府の恩貸金は、一〇石の宇和島藩が一万両、三万石の吉田藩が三〇〇両であり、各藩はこれで食糧を買い与え、その他の施策として、物の安定令・節約令・土木救済事業などを施行したが、ほとんどの藩がかなりの餓死者を出した。

時に目黒村庄屋毛利伝左衛門元統は、私財の米麦や金銭を村人に分け与え、もって村人の飢をしのがせたといわれ、その功績を藩主伊達村豊に賞せられ、吉田領庄屋頭を仰せ付けられたと伝えられている。

その記録は、

「享保十七年壬子四国西国大飢饉にて、穀登らず民餓死するもの殆ど拾七万人に至る。幕府諸國之大名に令して蔵を開かして其國々の村民を救はしめ、また江戸大坂諸國之富有之ものに論して、餓死せんとせしものに金銀米銭を恤ましめ飢を救ふ。其時毛利伝左衛門私之米銭を村民に分ち与へ飢を凌がしむ、依て吉田領主伊達公より賞せられ、八十三ヶ村之庄屋頭被仰付たり」
(毛利氏歴要紀畧)

と記している。

享保の大飢饉に際し、宇和島藩河原淵組の村々は、享保十五年(一七三〇)ごろから藩からあわれみ助けられており、当然餓死者が出たことが考えられるが、今日ではその記録が不明であり、また吉田藩領吉野組の村々も、その記録が不明である。

二 延享の飢饉

寛保二年(一七四二)に暴風雨と大洪水があり、人家や田畑が流失して災害を受けたが、更に延享元年(一七四四)にはまた風水害がおこ

り、前年からの天災に凶作がつづき、百姓は収穫がなく飢饉に苦しんだ。

その記録は、「毛利氏歴要紀畧」が、

「延享元年諸國穀登らず、前年かり之兇年にて穀物天下に少なく、民食を求め心に尽し、道の遠きをいとわず一飯を三里に求め、老たるもの幼きものは、食ある地に至らざる前に餓死するにいたる」

と飢饉の惨状を記し、更に筆を進めて、

「故に青木教といふ人幕府之許を乞ひて甘薯を琉球より取帰り、諸國村浦島々に分ち植えしむ、翌年琉球芋大に蔓延して民食を求め餓をまぬかれ、諸國の民大に悦び世俗芋を稱していのちの蔓いもと云、此年幕府諸國に令して甘蔗之苗を支那より求め、諸國に分ち培養せしむ、又砂糖之製法を長崎港に於て仏蘭西人に学び、砂糖白製白中製黒製を始め、諸國江運送して世に便ならしむ。是より砂糖世の中に専ら用いらる」

と甘薯や甘蔗の伝来を伝え、更に砂糖の製造を記している。

しかしながら、「毛利氏歴要紀畧」の記事には問題があり、甘蔗の試作は享保十二年(一七二七)に幕府で行われ、その後諸國で植付けが奨励され、甘薯は享保十九年(一七三四)に江戸城の吹上園で栽培され、諸國に普及している。

したがって、甘蔗や甘薯の伝来は、「毛利氏歴要紀畧」の延享元年の伝来記事は誤りであるが、ただこの記事から考えられることは、吉田藩領への甘薯や甘蔗の普及は、延享の飢饉以後であったとみられることである。

なお砂糖は、藩政時代を通じて贅沢な貴重品であり、一般に甘蔗が精糖されるようなことはなく、ただ大正年代のころまでは、農家の一部で玉蜀黍と共に、甘蔗を畑の端作として栽培していたなごりがあり、富貴な一部の百姓が、甘蔗を栽培し黒砂糖を作っていたとみられる。

第四十一節 天明の飢饉と村名改称

一 天明の飢饉

天明二年（一七八二）から同三年に、暴風雨と大洪水がうちつづき、河川は氾濫して耕地をいため、穀物は実らず大凶作となり、民衆は食に飢えて餓死者が出た。いわゆる天明の大飢饉であり、宇和島、吉田両藩も、これを免れず犠牲者を出した。

飢饉の惨状は、食に飢えた百姓が、一飯を求めて田畑を手離す状態になり、宇和島藩は口入米を貸し付け、榎谷村などはこれで一時をしのいだが、吉田藩は銀子を貸し付けて物成を取りたて、領内の百姓は四苦八苦した。目黒村においては、銀七貫五百目を借り受けて年貢を納め、その後返済ができず庄屋が罪をうけ、次のごとく伝えられている。

「天明二年壬寅より同三年迄諸国大饑饉米一升の価銀三拾七匁なり。目黒村も深山幽谷の中なれば五穀登らず民大ニ食用に苦み故に御年貢其外共納むる事あたはず、よつて当庄屋并村役人共大ニ心配いたし庄屋少少之米金を村民に借し与へ其年之年貢を納めしむの比なれば、村民歎之根葛之根を掘り樗之実を拾ひ今日之活計を送りたれども田地を耕すに力なく、種々に愚考して持分の田畑を人に譲らんと計り一飯を与ふれば田老反を与ふと、食乏しきより耕作に力なく村民日々露命を繋ぐ事に心を至し、庄屋村役人共種々救助し力を農事に進むると雖食用足らず、故に毛利金吾吉田表に出動し屢々歎願し御年貢上納延期を御嘆申口候得共、御上体ニ於テ少しも御聴入無之、□より銀七貫五百目御上体より目黒村江借受三ヶ年ヲ期し可ニ返済申上其銀を以て其年之御年貢米豆ヲ買入上納仕、其後返金之期ニ至ルと雖モ村内貧窮にして返金難ニ出来、庄屋役村役人共精々相論し尽力す

と雖も返金之手段相成難く、吉田表より八度々御督足相成候得共返金の途相立不レ申候より、組合庄屋役之者を以テ吉田表江歎願書出候得共御聞届無、其上目黒村庄屋村民取計らひ向不行届ニ付庄屋役御免之上持地不レ残被ニ召上候。」（毛利氏歴要記畧）

二 村名改称

貧しい生活の村人は、それだけでなくとも苦しい日常生活が、うちつづく天災で困窮を極めるようになり、縁起なおしに村名の改称を考えだした。

宇和島藩領の榎谷村は、天明二年（一七八二）四月、榎谷村を富岡村と改めることを願ひ出、五月二日に藩からこれが許可された。その「村名改称」の願書は、

「当村之義前々より困窮仕先々之庄屋より数度御上麻江御歎等申上御憐愍之筋ヲ以度々御救被ニ成下置候、御頼ヲ以御百姓中相統仕候得共今以御村柄何分立直申時節茂無御座当惑仕候、依近年御百姓中寄々申出候ニ付先年より困窮仕候饑ニ御座候得共、御村名杯御名改被ニ成下置候者世直之都合ニ茂相成可レ申と申出候、右麻江御百姓中願歎申義ニ御座候ニ付、恐御歎申上候、何卒相成候義ニ御座候ハ、富岡村と御改名被ニ成下置候様願歎奉レ存候、左候得者御百姓中一統大慶仕殊ニ世直之都合ニ茂罷成御百姓中弥以出情仕御村方立直可レ申哉と奉レ存候、至而恐多奉レ存候得共此段偏ニ宜敷奉レ願上候。以上

天明二年寅四月 榎谷村横目 市三郎
同 組頭 仁左衛門
同 惣右衛門
庄 屋 伝右衛門
土居 小 兵 衛 殿」（富岡村庄屋文書）
と、村名改めにより世直しを切願している。

第四十四節 天保年間の天災と飢饉

一 天保三年の干魃飢饉

天保三年（一八三二）の天災は、干魃が七十日の長期に及び、百姓は不作に泣き食物に困窮した。平常でも重い年貢に穀物の乏しかった百姓は、凶作で食料がなく野草を食べて命をつないだ。

宇和島藩においては、この時の村の食料状況を報告させたが、富岡村の報告書は、

「 口 上 覚

去冬以来難澁者共致ニ飢食ニ候食物類残り有レ之候ハバ吟味之上差出候様被ニ仰聞ニ奉レ畏候、小内吟味仕候処葛之根並わらび者給仕見申候
右食物之儀者左之通ニ御座候

一、葛根者だんごにして山菜を入味喰無ニ御座者者塩ニ而たき給申候
一、蕨者宜処者塩醬油からミ類ニ暫不宜処計食物ニ仕申候給残右同断

一、こびの根右同断
山菜之品左の通

一、黒はぜのめぐみ 一、こもち菜 一、ふうふう菜 一、ぶよぶ菜
一、くさぎ菜 一、よもぎ菜 一、いたぶ菜 一、げんげ草
一、たむらこ草 一、をばこ草 一、えのきの葉
右様之品を考合少々食物ニ仕申候

一、蕨かすニ粉ぬかを入食物ニ代候ハつたい少々差出申候
一、米のぬかニすむぎを入もちにして相食申候
一、粉ぬか三升にきび考合入食物ニ仕候はつたい少々差出申候
右之通之品を日々食用に仕飢命ヲ相凌申候、御尋ニ付被ニ仰付ニ候ニ付此段申上候、以上

（天保四）巳六月廿五日 富岡村庄屋 杉本佐右衛門
古 沢 猪 兵 衛 様
（富岡村庄屋文書）
と、当時の食料の実態を報告している。

二 天保七年の飢饉

天保七年（一八三六）には霖雨が久しくつづき、真夏の気候が十一月のごとく寒く、ために五穀が実らず凶作となり、百姓は食料に困り年貢に苦しみ、いわゆる天保の大飢饉となった。

この時目黒村の状況は、

「天保七年丙申淫雨はげしく、夏寒きこと十一月の如し、故に五穀登らず天下大飢饉、何れの国も餓死するもの拾万人に到る。奥羽誠ニ甚し、竹之実熟す故に、飢をしのがなが為め民争ふて竹の実を食ひ、又草木之葉を摘て食す。唯松杉之葉ノミ食する事能はざる故残り其余を食す。」
（毛利氏歴要紀畧）

と、竹の実や木の葉まで喰べたことを記している。

この天災の飢饉は、宇和島・吉田両藩全域であり、宇和島藩では藩米の貸付けを行い、当座の食料として飢をしのがせたが、富岡村の借入米は、前後二回で二十六石四斗であった。その記録は、

「天保西三月十五日、去申年雨繁ニ付米拾七石式斗藩より借用
同年六月、 同様の理由で米九石式斗借用」
（富岡村庄屋文書）
と、記されている。